

ナムラン クォーターリー

# Namrun Quarterly

発行所／弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階

制作協力／株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

## Index

女の人は話が長い？  
…1

【事件ファイルより】  
著作権法改正  
～違法ダウンロードの  
対象拡大と写込みの例外～  
…2～3

【最近の判例から】  
動画投稿サイト管理者に  
対する発信者情報開示請求  
…3～4

【事務局から】  
…4

## 女の人は話が長い？

東京五輪の組織委員会会長が橋本聖子氏に変わってから約1か月、このNQをご覧頂く頃、聖火リレーは始まっているでしょうか？体を動かさないと頭も動かない※1私は、競技を見るのも好きで、世界の平和のための運動の祭典を是非とも開催して欲しいと思う一方、その大会に注ぐお金を、コロナ禍での貧困と闘うために使ってもらいたいとも考えてしまいます。当初固辞されたという新会長の就任挨拶は、しかし、りんとして、国民の理解の上に大会があり、そのために全力を尽くすとの決意を述べるもので、委員会が大きく変わるのではないとも思えます。熟慮、努力の末の選択であれば、私たちは、いずれでも受け入れられるような気が致します。

それにしても、女の人は話が長い、競争するから皆発言するとの前会長の失言はあまりにも酷いものでした。男女で話の長さには差があるのか、統計的なことはわかりませんが、私は自分の話が長いことを自覚しているので、この発言の報道を、自分事として、苦々しく聞きました。女性代表ではないですが、ではなぜ私の話が長いのか、少し自己分析してみたいと思います。

一つ目は多角的な目で物事を見ているから、というとそんな格好のいいものではないといわれそうですが、物事を線で見るのではなく、様々に散らばる点の集合体として見ていて、そのつながりを説明するために話が長

くなるような気がします。

二つ目は聞いている人を驚かせたいから。話の結論とは全く違うところから話を始めると聞き手には、何の話？とつまらないながらも集中力を持って聞いていただける、簡単というと関西人の「落ち」を求める会話ということでしょうか？

三つ目は付度をしないからです。私が子供の頃、女の子達は、男の子達が要求された社会性を身につけることを良しとされず（家庭にはいるからということでしょうか）、付度を学習しませんでした。そこで、大人になってからも、議事進行を優先させて欲しいなど司会役の人が思う会議でも、必要だと感じたことは話すようになっています。

一つ目と三つ目は女性の特徴かもしれません。しかし、このいずれも、付度が先にきて、必要な話をしないより、少々会議が長くなってそのほうが良いように思っています。これからも話が長い私ですが、どうぞよろしくお願ひ致します。

※1：アンデシュ・ハンセン著「スマホ脳」第8章参照



苗村 博子  
(なむら ひろこ)



## 著作権法改正

### ～違法ダウンロードの対象拡大と写込みの例外～

#### 1. 改正の経緯

2020年6月に著作権法が改正され、違法にアップロードされた著作物のダウンロードが、これまでの音楽、映像に加えて、静止画でも違法となり、2021年1月から施行されています。この改正は、海賊版サイトの漫画村などからダウンロードして読む人が増え<sup>\*1</sup>、これを阻止するための方策として、侃々諤々の議論の末、たどりついたものです。ネット利用への制限になるなど反対論に対しての配慮から、ダウンロードの違法化を制限することにもなる写込みの合法化(2020年10月より施行)などを盛り込み漸く成立に至りました。

テレワークで、PCやスマホと向き合う時間が多くなり、またインターネットが情報収集の重要なツールとなった今、インターネット上で見つけた資料は様々にダウンロードして資料として残したいと思う場面が増えていきます。

写込みの問題は、これまでは、テレビや映画の撮影の場面で特に配慮が必要とされたところですが、私のようなものまでVimeoを使って動画を配信するようになった今、YouTubeやTikTok、Instagramなど、動画が個人や企業の宣伝でも気軽に使われるようになると、そこに写り込むものの著作権を侵害しないかは、インターネットを使う全ての人に問われる問題となります。今回の改正、文化庁から「Q&A」<sup>\*2</sup>や趣旨説明も出されているのですが、実際に考えてみるとそう簡単に違法と合法の違いがわかるというものではなさそうです。

#### 2. 違法ダウンロードの対象の拡大

##### (1) 私的利用の場面での規律である?こと

これまで音楽、映像の著作権については、私的利用を権利侵害としない、いわゆる例外規定の一つである著作権法30条の中の例外規定(従って著作権が及ぶ場合)の3号に、違法にアップロードされた著作物のダウンロードが定められたことから、ダウンロードは違法、ダウンロードしないいわゆるストリーミングは、47条の8で、一時的にキャッシュが保存されても、複製とはみなされず、裁判所、文化庁共に著作権侵害にはならないとの考えだとされてきました<sup>\*3</sup>。

今回の改正で30条の例外として第4号が新設され、静止画についても違法にアップロードされたものを、そうと知りながらダウンロードした上で閲覧するのはたとえ、私的利用の範囲内の行為であっても、許されないこととなりました。

ただ、違法コンテンツのストリーミングについては、Q&Aでは政府として推奨される行為ではないとされています。文化庁は、複製に当たらないとの考えではなく、複製権侵害に該当するもの、30条の私的利用の範囲として、違法としないとの方向に考えを変更したのかもしれませんが。私などはどうみても番組制作者の同意はないと思われるテレビ映像、フィギュアスケートの演技など見逃したものをYouTubeで、ダウンロードせずに一人こっそり見ていましたが、今後どうしたらよいのかと悩むこととなります。同じく静止画についても違法なアップロードと知りながらインターネット上で閲覧することは推奨されていません。このQ&A、判例や条文の建て付けと整合していないようにも思いますが、それはともかく、注意しなければならないのは、私的利用といえない場合です。例えば、会社の業務としてのZoom会議で、録画機能は用いずに、インターネットのコンピュータ画面を何人かで共有して見るといった場合、このインターネット画面が違法にアップロードされたものであることを知っているか、過失により知らないという場合は、Q&Aをこのように読むと著作権侵害になる可能性があります。30条の4号は違法アップロードに対して知りながらダウンロードする場合だけが対象とされていますが、私的利用といえない会社の業務として用いる場合にはそもそもこの30条の問題とはいえません。Q&Aに対する議論に注意する必要があります。

##### (2) 4号のさらなる例外—軽微なもの

この4号で、違法ダウンロードについては、「特定侵害複製」という概念が定義され、軽微なものがさらに除かれました。従って私的利用の場面で軽微と評価されるダウンロードは著作権侵害にはなりません。何をもちて軽微というかについては、Q&AのQ23～Q27に詳しく説明があります。数

十ページの漫画のうち、数コマ、論文であれば数行のダウンロードは軽微といえることとされているので、「軽微」基準はそれなりに厳しいものと考えたほうがいいでしょう。

##### (3) 4号のさらなる例外—二次的著作

ある著作物を用いてさらに著作物が作成された場合、それを二次的著作物と呼びます(28条)。この二次的著作物には本来、原著作物の著作権が及んでいます。似たものにパロディがありますが、パロディが二次的著作にあたるか、また原作者の著作権が及ぶかどうかは長く議論になってきました。

この4号では、二次的著作物が除かれており、私的利用のため、パロディや二次的著作物をダウンロードしても、原著作物の著作権侵害とはならないと説明されています。もちろんこれが二次的著作物の著作者の同意なくアップロードされたものである場合には、これを違法と知りながらダウンロードする行為は、二次的著作物の著作権侵害となります。なぜ、原著作物が保護されず、これを用いた二次的著作物は著作権保護の対象となるのか、Q&Aでは、二次的著作物に対して、原作者が権利行使しないことが多いとか、このような利用でさらなるコンテンツ創出がなされているといった説明がされていますが、論理的にはわかりにくい説明と感じます。

#### 3. 写込みの合法化

もう一つ、このダウンロード違法化に対する厳しい批判を緩和するものともなったのがこの写込みの合法化です。巷で「スクショはOK」とされているものですが、条文としては30条の2の「付随対象著作物」の利用とされ、写り込んだもの自体は「作成伝達物」と定義されています。例えば、私が、皆様のお役に立つようにと10分の法律解説動画を戸外で撮影する際に、後ろに写る店舗でBGMが流れている、テレビの画面が映し出されているといった場合です。このBGMやテレビ画面が、付随対象著作物で、10分動画が作成伝達物です。またご依頼者がスマホにきたラインのメールをスクショして、弁護士に画像を送るなどの場面で、もともとの送信者のアイコンに、その送信者の好きな漫画の主人公の画像が使われているという場合、そのアイコンが付随対象著作物、スクショ画像が再生

伝達物となります。

これが合法とされるのは、付随対象著作物が、複製の精度やその他の要素から作成伝達物の中で軽微な構成部分となる場合に限られ、また上述のスクショを例にすると、アイコン部分を切り離せないかその困難性の程度や果たす役割から正当な範囲でなければなりません。ちなみに私が法律解説動画を作るのに他の著作権が紛れ込みそうな屋外で撮影する必要があるかは議論が必要ですが、ご依頼者から送られた画像を裁判で用いてもアイコンの漫画の著作権侵害にはなりません(42条)。

#### 4. 著作権の持つ意味を問い直そう

皆さん、この記事を読んで、中々面倒そうだなと思われたのではないのでしょうか？この原稿を書いているさなかに見た日経新聞 2021年2月21日付けの記事におもしろいことが書かれていました。日本の著作権法はフランスやドイツの考え方の流れを汲み、著作権を著作者の自然権(人権)と考えています。目に見えない無体の他人の権利を侵害しないようにするのは、なかなか有体物を盗まないというのと同じようには考えにくく、漫画村の漫画をスクショしてしまうというのです。著作権保護を次の創作のためのモチベーション保護と考える英米法的な考えでは、次の創作の恩恵を私

たちも受けることができ、より著作権保護に関心を寄せて貰えるということでしょう。いずれの考えが優れているというわけではありませんが、今回の改正は、著作権保護と、保護された著作物を自由に用いたいとの考えの相克を取り込んだ難しいものとなっています。間違っず著作権侵害を引き起こさないよう十分な検討が必要ですよ。

※1：日本政府の推計ではその被害額が3,000億円を超えるとされた。

※2：令和2年12月24日文化庁著作権課「侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(基本的な考え方)」

※3：東京地裁平成12年5月16日判決、同28年4月21日判決

苗村 博子  
(なむら ひろこ)

## 最近の判例から

# 動画投稿サイト管理者に対する発信者情報開示請求

### 1. はじめに

昨今、一般人でも広告等のツールや広告収入を得る目的で、動画投稿サイトへ動画をアップロードすることが広く行われ、YouTuber という職業も珍しくはなくなってきました。しかし、誰でも情報発信ができる反面で、投稿された動画の内容が他人の著作権侵害を引き起こしかねないというリスクもあります。このような投稿された動画によって自身の著作権を侵害されたので損害賠償を請求したいと考えた場合、匿名の動画投稿者を特定できるのでしょうか。ネット上の情報流通による権利侵害に対して、侵害者を特定するための方法として、プロバイダ責任制限法<sup>\*1</sup>上、被害者に認められた手段としてコンテンツプロバイダ<sup>\*2</sup>や経由プロバイダ<sup>\*3</sup>に対する発信者情報開示請求という手段があることは Namrun Quarterly No.35 で紹介しましたが、本稿では動画投稿サイト YouTube のコンテンツプロバイダである YouTube,LLC と Google LLC に対する発信者情報の開示請求において、原告が Google LLC に求めた発信者情報のうち、動画投稿者の YouTube アカウント登録時に用いられた住所について開示を認めなかった近時の裁判例(東京地裁令和元年10月30日判決(以下、「本件裁判例」という))を紹介します。

### 2. 事案の概要について

本件裁判例は、原告が、インターネット上の動画投稿サイトを運営する被告 YouTube,LLC 及び同被告の通信にサーバーの提供等をしている被告 Google LLC

に対して、被告らの電気通信設備を経由した動画掲載によって、原告の著作権が侵害されたとして、被告 YouTube,LLC の保有する発信者情報として①投稿に用いられた IP アドレス、②同 IP アドレスが割り当てられた電気通信設備から被告 YouTube,LLC の用いる特定電気通信設備に各投稿記事が送信された年月日及び時刻(タイムスタンプ)の開示を、被告 Google LLC の保有する発信者情報として、① YouTube アカウント<sup>\*4</sup>に登録されている氏名又は名称、②登録するために用いられた住所、③登録されている電子メールアドレスの開示を求めたという事案です。

### 3. 判示内容について

本件裁判例では、原告が発信者情報として開示を求めた事項のうち、YouTube アカウント登録のために用いられた住所を被告 Google LLC が保有しているかどうか争点となりました。裁判所は YouTube への動画投稿により広告収入を得ようとする利用者は、支払を受ける住所を登録して Google AdSense アカウントを開設する必要があり、同アカウントの中には被告 Google LLC が管理するものがあるが、同アカウントは YouTube への動画投稿の際に登録が必要となるアカウントとは独立した異なるものであるため、本件各投稿者が広告収入を得る目的で Google AdSense アカウントへ登録をした結果、被告 Google LLC が本件各投稿者の支払先住所に関する情報を管理していたとしても、同情報は、YouTube アカウント登録時に用いられたものには

該当しないと判断しました。そして、裁判所は、原告が被告 Google LLC に対して YouTube アカウント登録時に用いられた住所の開示を求めた部分については開示を認めませんでした。

### 4. 裁判例の分析

#### (1) Google LLC を被告に加える理由

本件裁判例で原告は、YouTube,LLC だけでなく、Google LLC も被告に含めています。現在の YouTube の利用規約によれば、サービス提供者は Google LLC とされ(2019年12月10日に更新される前は YouTube,LLC)、有料サービス利用規約によれば YouTube,LLC が動画を視聴するサービスを提供し、Google LLC は個別または継続的な手数料の支払を条件として有料サービスを提供するとされていますが、これらの情報では当時、YouTube,LLC と Google LLC がどのような関係にあったかは明確ではありません。

原告は YouTube,LLC に対しては、IP アドレスやタイムスタンプの開示を求め、Google LLC に対しては YouTube アカウントに登録されている氏名又は名称、住所、メールアドレスの開示を求めているため、原告が Google LLC を被告としたのは、YouTube,LLC と Google LLC で保有している情報が異なることが理由とも思えますが、YouTube アカウントの情報であれば、YouTube を管理する YouTube,LLC も保有しています<sup>\*5</sup>。そうすると、あえて原告が Google LLC も被告に含めたのは、動画投稿者が広告収入を得る目的で動画を投稿していることから、Google AdSense アカウントを

作成し、現実の住所を登録していると推定されるため、Google LLC が保有している動画投稿者の住所という情報を得ようと考えたものと思われます。

コンテンツプロバイダに位置づけられる YouTube, LLC から IP アドレスやタイムスタンプが開示されただけでは、原告はその後、さらに開示された IP アドレスやタイムスタンプを手がかりに動画投稿者とインターネット接続契約を結んでいる経由プロバイダを割出し、当該経由プロバイダを相手に発信者の発信者情報の開示を求める必要があります。しかし、もし動画投稿者の現実の住所が原告に開示されれば、そこから、原告は動画投稿者に対する損害賠償請求を直ちに提起することが可能となります。

## (2) 住所の開示を求めることはできないか

裁判所は、動画投稿者が、動画投稿により広告収入を得る目的で、Google AdSense アカウントを登録し、その結果、被告 Google LLC が動画投稿者に係る支払先住所に係る情報を管理していたとしても、同情報は、動画投稿に用いられたアカウントを登録するために用いられたものには該当しないとして、開示を否定しています。

しかし、SNS である Twitter の投稿時ではないアカウントログイン時の IP アドレス及びタイムスタンプが、「当該権利の侵害に係る発信者情報」（プロバイダ責任制限法 4 条 1 項）に該当するかが争点となった東京地裁令和 2 年 2 月 12

日判決では、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項の「権利の侵害に係る発信者情報」とは、侵害情報が発信された際に割り当てられた IP アドレス等から把握される発信者情報に限定されることなく、権利侵害との結びつきがあり、権利侵害者の特定に資する通信から把握される発信者情報を含むと広く解釈されています。したがって、侵害者である動画投稿者は広告収入を得る目的であれ、動画投稿のために Google AdSense アカウントへ登録した結果、被告 Google LLC が動画投稿者の住所を保有している以上、同情報は権利侵害との結びつきがあり、権利侵害者の特定に資する通信から把握される発信者情報といえると考えられます。

また、プロバイダ責任制限法 4 条の趣旨は、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、加害者の特定を可能にして被害者の権利救済を図る点にあり、被告 Google LLC が侵害者である動画投稿者の住所に係る情報を管理していることが認められる以上、当該侵害者の権利保護の必要性よりも被害者の権利救済を図るべき必要性がより高いといえ、裁判所としては、原告が主張する YouTube アカウントを登録するために用いられた住所に該当しないなどという理由で硬直的な判断を下すべきではなかったと思われます。

## 5. 最後に

昨年 8 月 31 日にプロバイダ責任制限法 4 条 1 項の規定する総務省令が改正さ

れ、発信者の電話番号が発信者情報の開示対象に含まれました。また、総務省は意見公募も踏まえて、今年の通常国会において、プロバイダ責任制限法の改正案の提出を予定し、新制度は SNS 事業者とインターネット接続事業者に対し、1 回の手続きで開示を求められる制度になるとのことです。発信者情報は発信者のプライバシー、通信の秘密として保護される情報であるため、発信者が争えないままに正当な理由なく、意に反する開示を行うことがないように配慮が必要です。しかし、現行のプロバイダ責任制限法の発信者情報開示請求では被害者救済の手段として十分に機能しているとは言い難い現状があります。裁判所としては、被害者救済の観点から、開示の要件を柔軟に解釈する等の判断が期待されるようですが、現実には本稿で紹介したように硬直的な判断が下されることも多いため、法改正にあたっては発信者情報の範囲や要件を緩和するなど、プロバイダ責任制限法自体をより実効性のあるものとする改正が求められると思われます。

※1：特定電機通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

※2：ホームページや掲示板などの情報を発信するための環境を提供する業者のこと

※3：通信回線の提供、パソコンに IP アドレスを割り当てるなど、インターネットに接続するサービスを提供する業者のこと

※4：YouTube アカウントは Google アカウントと紐付いており、通常は Google アカウントが YouTube アカウントとなります。

※5：YouTube に投稿された動画の投稿者の発信者情報開示を求めた徳島地裁令和 2 年 2 月 17 日判決では、YouTube, LLC に対してアカウントに登録されている情報の一部の開示を認めています。



倉本 武任  
(くらもと たけつぐ)

る内容であり、せっかくなので何か形にするのはどうかという話になりました。もちろんこの 10 年の間に法律が変わり、新たな判例も出されていますので、今までに経験のない自宅に籠るという生活の中、原稿のアップデート作業が行われ、編集長の私も出版社のご担当者と何度もやりとりを繰り返しました。

コロナ禍で勤務も会議もリモートとなり、また新しい試みとして研修用動画の制作やオンラインセミナーの開催を行ってきましたが、この書籍の出版も通常とは違う時間の使い方が生み出したものといえるのかもしれない。そして、10 年もの時を経ても、苗村事務所のセミナーを覚えてくださり業務に役立ててくださっているお客様がいらっしゃることがとても有難く、光栄なことだと感じます。

若手社員の方の基本書としても、中堅社員の方のおさらいや社内研修にも役立てていただける内容となっております。ご興味のある方は直接お問い合わせいただくか、Amazon kindle 他、各種電子書籍販売サイトに掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

# Topic of the secretariat

事務局から

この度、苗村事務所では書籍を出版致しました。タイトルは『製造業を支える法務パーソンの基礎知識』で、契約や製品の瑕疵の問題から知財、国際契約、経済法や個人情報保護に至るまで製造業に係る法務について一通り網羅する内容となっております。

この書籍を出版する運びとなったのは、苗村事務所では 10 年ほど前に「苗村塾」と題して製薬会社の法務担当の方々に向けたセミナーを開催していたのですが、セミナーにご参加をいただいた顧問先のご担当者様から、その際のレジュメを送ってもらえないかのご連絡を受けたのがきっかけでした。ちょうど昨年の

緊急事態宣言下のことで、在宅勤務がメインとなり長い通勤時間がなくなった苗村がじっくりと当時のレジュメを読み返していたところ、手前味噌ではありますが現在でも十分に皆様にお伝えるに値す



動画ディレクターに加え、書籍の編集長までいろいろありがとう。(苗)

## 弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047  
大阪市北区  
西天満 2 丁目  
6 番 8 号  
堂島ビルディング  
7 階



※地下鉄御堂筋線  
又は京阪淀屋橋  
駅 1 番出口を上  
がり、御堂筋を  
北へ徒歩 5 分

TEL : 06-4709-1170  
FAX : 06-4709-0131  
受付時間 / 9:00 ~ 18:00

<http://www.namura-law.jp>